

社団法人日本社会福祉教育学校連盟

平成21（2009）年度 事業計画

（平成21年4月1日より平成22年3月31日まで）

《基本方針》

社団法人日本社会福祉教育学校連盟の使命と役割は、社会福祉学の教育研究の振興を総合的に図るナショナルセンターとしての機能を果たすことである。本年度は、改正された社会福祉士及び介護福祉士法に沿った新たな養成カリキュラム実施の初年度にあたる。その内容に基づく教育実践が、今後社会的に大きく問われることになる。

そこで、本会としては本年度、社会が求める高い実践力、高度な専門性と識見を持つソーシャルワーカー等福祉人材の育成を行うための福祉系教育機関における教育の質の向上と水準の確保を図るために、合同委員会を設置し新たな入会審査基準の策定に取り組むとともに、認証評価事業の基本方針案を策定する。また、広く一般市民の社会福祉学教育に対する関心と理解の促進に貢献し、ソーシャルワーカー等福祉人材の任用・職域拡大と待遇改善を進めるものとする。

この基本方針を達成するため、下記の事業を実施する。

《事業》

1. 社会福祉学系大学等における社会福祉学教育の質の向上と水準確保のための、新たな入会基準の策定及び教育課程に関する認証評価事業についての基本方針案の作成

①新たな入会基準の策定

会員校が社会的に真に信頼される教育水準を担保するための入会基準の内容について、加盟入会審査（コンサルテーション）・社会福祉専門教育・社会福祉専門教育評価・大学院教育評価委員会の代表による合同検討委員会を設置し、広く協議を図り新たな入会基準を策定する。また、新たな入会基準が策定されるまでは、加盟入会についての審査は保留することとする。

②教育認証評価事業の実施に向けた準備

本連盟加盟校における新たな社会福祉学教育カリキュラム、シラバス、教育方法、教材開発等の教育課程とその履修方法、教育組織、教育研究指導等における標準的な教育課程設置指針に関する検討を行い、その認証評価事業の実施に向けた準備を整える。今年度は、認証評価事業の大綱について協議し、基本方針を作成する。

2. 公益法人制度改革に対応した法人のあり方についての基本方針の検討

2008（平成20）年12月1日に、公益法人制度関連三法（新制度）が施行され、社団法人・財団法人における主務官庁制度が廃止され、2013（平成25）年11月30日までが、新たな制度への移行期間となった。この制度改革に、いかに本法人が対応するか、社団法人日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会とも協議し、新制度への対応についての基本方針を策定する。

3. 大学院における社会福祉学領域の教育課程に関するあり方の検討

専門社会福祉士など社会が求める社会福祉領域における人材育成にふさわしい条件を備えた、大学院博士前期・後期課程の教育課程および社会福祉学専攻専門職大学院の評価基準について検討する。

4. 海外の社会福祉学系大学・教育研究関係者との学術交流の推進、とりわけアジア諸国の社会福祉学教育研究者への研究支援・貢献に関する事業

①海外の社会福祉学系大学・教育研究関係者との学術交流の推進

国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW：International Association of Schools of Social Work）及びアジア・太平洋社会福祉教育連盟（APASWE：Asian & Pacific Association for Social Work Education）の運営に寄与するとともに、加盟校を統括する団体として、加盟申請の促進、事業へ参加・協力を促進する。また国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW：International Federation of Social Workers）の関連団体として、海外の社会福祉学系大学・教育研究関係者との学術交流および貢献事業を積極的に推進する。

②アジア諸国の社会福祉学教育研究者への研究支援・貢献に関する事業

アジア・太平洋社会福祉教育連盟・国際ソーシャルワーカー連盟による第20回アジア太平洋社会福祉教育・専門職会議（11月10～13日 ニュージーランド オークランド）への積極的な参加を促進し、国内におけるアジア地域の社会福祉学教育と社会福祉研究に関わる若手・中堅研究者の組織化と育成を図る。

アジア地域の社会福祉学教育研究者等の派遣に対応するとともに、学術交流及び研修事業を実施する。ユニバーサル財団との共催により、今年度は、日本のソーシャルワーカー、大学院生を韓国に派遣し、交換研修事業を行う。さらに、中国社会工作学校連盟（会長：北京大学 王先生）との交流を促進する。

5. 社会福祉学教育水準向上と人材育成のための研修等事業

①「全国社会福祉教育セミナー」の開催。（11月7・8日（予定）鹿児島国際大学）

②「第11回福祉教育研修講座」の開催。（1月上旬予定）高校教育との連携のあり方を含む社会福祉学教育の質的向上を図る。

③ 文部科学省による委託事業である介護福祉士教育高度化に伴う研修事業を、高校福祉科教員に対して全国4会場において実施する。（8月中・下旬の10日間を予定）

6. 社会福祉教育における高大連結のための事業

①小中高等学校等の学校教育における福祉教育に貢献するための事業

学校教育における社会福祉学教育への理解の促進をめざし、地域ブロック支部ごとに全国福祉高等学校長会加盟校など高校との連携を図る。また、昨年度作成した高等学校における教材・大学教員による模擬授業に活用するソーシャルワーカーの社会的役割を理解するための啓発用DVDの広く普及を図る。

②社会福祉教育における高大連結のための事業

社会福祉教育における高大連結について現状を把握するため、本連盟会員校の取り組みの調査を実施し、それらの取り組みについて検討を行い、社会福祉教育における高大連結の充実を図る。

7. 市民の生涯学習・地域社会への福祉教育啓発・普及のための支援・協力

生涯学習の一環としての一般市民を対象とした社会福祉に関する市民講座、あるいは地域社会における福祉教育について、自治体や社会福祉専門職団体等との共同により、社会福祉教育に関する市民講座・講演会等の実施に対して支援・協力をする。また、各加盟校の地域社会との連携について現状把握の調査を行い、加盟校の地域社会への貢献の指標の材料とする。

8. 福祉人材確保・待遇改善に関する社会への働きかけの強化

少子高齢化社会において、多様化する国民の福祉ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保するために、専門的な福祉人材が安心して支援業務に専念できるよう、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士等の任用・職域拡大、その労働環境の整備等について、関係団体と協力して世論を喚起するなど、社会への働きかけを強化する。

9. 関係団体との連携強化

①資格養成教育各団体との連携

(社)日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会、(社)日本介護福祉士養成施設協会、(社)全国保育士養成協議会等の資格養成教育各団体との連携を図る。

②専門職団体及び関連団体との連携

(社)日本社会福祉士会、(社)日本精神保健福祉士協会、(社)日本医療社会事業協会、NPO法人日本ソーシャルワーカー協会等の専門職団体及び全国社会福祉協議会等福祉関係団体並びに全国福祉高等学校長会との連携を図る。

③ソーシャルケアサービス従事者研究協議会への参加

社会福祉関係諸団体で構成される「ソーシャルケアサービス従事者研究協議会」に参画し、社会福祉専門職団体や資格養成教育各団体と情報交換を行うとともに、わが国の社会福祉向上のための協議・検討を行う。

10. 社会福祉学教育に関する研究資料、機関誌刊行に関する事業

① ニュースレター『学校連盟通信』の発行

② 会員名簿の発行

③ 『社会福祉教育年報』の発行

④ ホームページを通じて、社団法人としての研究資料収集や事業活動の情報公開・提供の促進

《ホームページURL》 <http://www.jassw.jp>

⑤ 国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW) のホームページの日本語化への協力

11. 社団法人組織・活動の基盤強化を図る

- ① 新たな役員体制による責任を明らかにしつつ、事業の円滑な実施を図る。
- ② 社団法人としての組織・活動の基盤強化をはかるために、事務局機能を強化するとともに総会及び理事会・委員会等を核とした活動を推進する。

次のような委員会等を設置し活動を行う。

「加盟入会審査（コンサルテーション）委員会」

「社会福祉専門教育委員会」

「福祉教育委員会」

「社会福祉専門教育評価委員会」

「大学院教育検討委員会」

「国際関係委員会」

「全国セミナー企画委員会」

「広報委員会」

「地域ブロック支部会議」

「新加盟基準検討合同委員会」